

鎌倉幕府政治史三段階論から鎌倉時代史二段階論へ…

日本史探究・佐藤進一・公武関係

佐藤雄基

はじめに

二〇一八年に高等学校の学習指導要領が改訂され、従来の日本史Bにかわって日本史探究という新科目が設置されることになった(二〇二三年度より実施予定)。「学習指導要領解説」をみると、「問い」(探究)が重視されており、次のような例が示されている。¹⁾

「鎌倉時代を複数の時期に区分するとしたら、あなたはどのような理由でどのように区分するか、それはなぜか」などの、諸事象の解釈や画期を考察して表現することを促すための課題(問い)を設定して、公家

と武家の関係、宗教や文化の新しい潮流、商品生産や流通などの変化を踏まえつつ、自ら様々な指標を設定して、鎌倉時代を通じて武家の支配の特質について考察したり、文化を享受する層の拡大について政治・社会的要因を考察したりして、根拠を示して考察した結果を表現するなどの学習が考えられる。

これは「中世」の項における「諸事象の解釈や画期を表現する学習」の一例である。現在の研究の潮流は、古代・中世・近代という伝統的な時代区分論や画期論を相対化する方向にあるが、歴史学が現在とは異なる過去という時間を対象とし、その時間軸上の変化を考える学問である以上、

何らかのかたちで「画期」を考えざるを得ない。その点において、高校生の歴史的思考力育成を目的とする探究科目が、時期区分を「問う」こと自体は妥当であるように思われる。だが、興味深いのは、画期に関する問いの例は多いものの、「鎌倉時代を複数の時期に区分する」としたら」というように、ある特定の時代の内部を区分する類の問いの例示が、他の時代にはみられないということである。鎌倉時代とは、一一八〇年代内乱（治承・寿永の内乱）の中で成立し、一三三三年に滅亡した鎌倉幕府が存続していた約一五〇年の期間を指す時代区分であるが、「解説」執筆者は、とりわけ鎌倉時代史の場合、どのように時期区分するのが重要な問題であり、「画期」を考えさせる格好の素材であると認識しているようである。

この問いの学問的な背景には、戦後の日本中世政治史・制度史研究の基礎を築いた中世史家佐藤進一^①によって提起された「鎌倉幕府政治史の三段階論」という著名な学説がある^②。佐藤は鎌倉幕府の政治体制の変遷を、將軍独裁・執権政治・得宗専制と定式化している。この三段階論は、その後の中世史研究に规定的な影響を及ぼした。將軍独裁から執権政治へ、あるいは執権政治から得宗専制へ移行する画期をめぐっては諸説あるが、「三つに分ける」自体は自明の前提とされてきた。高等学校の科目日本史B現行教科

書における鎌倉時代史の叙述も基本的には三段階論に依拠したものである^③。鎌倉幕府政治史の三段階論は、日本史学界のみならず、学校教育を通じて広範な影響力をもっているといえよう。その上で、「解説」が伝統的な鎌倉幕府政治史ではなく、鎌倉「時代」史の区分を問いとし、「公家と武家の関係」（公武関係）などを例示している点は興味深い（第三章で後述）。

ところで、二〇二〇年一月六日にオンライン開催された歴史学研究会大会の中世史部会報告「鎌倉幕府の《裁判》と中世国家・社会」において、筆者は三段階論を意識しながら「二段階論」を提唱した。この大会報告に関して、筆者の議論は「新たな三段階論」ではなかったかという感想をいただく機会があった。歴研大会の報告内容は『歴史学研究』増刊号（二〇二一年三月刊行）に掲載予定（別稿）^④であるが、枚数制限のために、充分に説明できなかった。そこで、本稿の執筆を思い立った次第である。

まず、佐藤進一の三段階論をめぐる研究史を整理し、三段階に区分することの意味について史学史的に検討するため、第一章第一節では「合議と専制」論に即して、第二節では史学史上の文脈と鎌倉幕府訴訟制度に即して、佐藤の三段階論が研究の現状では成り立ち難いことを確認する。その上で、第二章では、佐藤以後の三段階論の議論の系譜

を確認していく。第三章では、公武関係を重視する近年の研究動向を踏まえて、鎌倉時代史の「二段階論」の可能性を探る。こうした検討を通じて、過去を幾つかの段階に区分することの意味について、あらためて考えてみることにしたい。

第一章、佐藤進一による鎌倉幕府政治史「三段階論」

第一節、合議と専制

まず三段階論の具体的内容について確認しておきたい。三段階論を定式化した一九五五年の佐藤進一の論文「鎌倉幕府政治の専制化について」^⑤によれば、以下の通りである。すなわち、第一段階の將軍独裁とは、初代將軍源頼朝の時代を典型とし、「公事奉行人とよばれる京都下りの下級貴族およびその亜流によって圍繞される將軍の独裁制」であり、「鎌倉幕府創設の原動力であった東国の豪族領主層御家人は遠く政治の中枢部から除外され」ていた。第二段階の執権政治とは、「將軍独裁制を克服して武士階級自身による武家政治を実現する」ために、「北条氏を政治的首導者として形成」されたもので、執権北条泰時の時代における「御成敗式目の制定と評定衆設置に見られる合議制の確立はその具体的成果」である。第三段階の得宗専制とは、「幕

府の最高権力」が「執権という幕府の公職から離れて北条氏の家督個人の手中に移」った段階であり、北条氏の家督を得宗と呼ぶことから、この体制を便宜上、得宗専制と呼ぶ、としている。

執権政治とは「豪族領主層を中心とする東国御家人の政治的主張の体現として成立」し、執権とは「豪族領主層御家人を中心とする武士階級の政治的代弁者」であったという執権政治の理解にみられるように、佐藤学説の根幹には、東国武士階級の政治的主張が如何に反映されるのかという鎌倉幕府観がある。近年の研究動向では公武協調を重視する傾向があるが、幕府と朝廷との妥協面について、幕府は「武士階級の政治的要求の真の体現者」たりえなかったという厳しい評価を佐藤が下すのは、「武士階級の政治的代弁者」であるべきであるという幕府観の裏返しであった。武士階級の政治的主張と政治参加を重視する佐藤の問題意識は、松本新八郎をはじめとする戦後のマルクス主義歴史学に通じるものであった。^⑥

そして、佐藤の手法は「政治体制に変化が生ずるとすれば、その最も直接的かつ具体的な手がかりはまずかかる制度面」すなわち「政治的諸制度およびその人事異動の面から考察」するといふものであった。^⑦佐藤が得宗専制のメルクマールとするのは以下の点である。

鎌倉幕府政治史三段階論から鎌倉時代史二段階論へ（佐藤）

①寄合と称される得宗私邸での「私的」な政治会議（非制度的拠点）

②得宗被官である御内人の幕府機関への任用（制度的拠点の一）

③鎌倉幕府の地方機関への北条一門の配置（制度的拠点の二） 具体的には以下四点

1…北条氏の守護職獲得の全国的拡大⁹⁾

2…特に蒙古襲来を契機として山陽・山陰・九州諸国の守護職獲得が露骨に拡大

3…北条氏一族のもつ守護職に対しては、北条氏一族内部における族的支配を通じて、得宗の一元的統制が加えられた形跡がある

4…六波羅探題に対しては、得宗の代官としての探題の権力強化を図りつつ、地方機関化・分権化を抑圧

上記の指標に基づき、佐藤自身は、北条時宗執権期を「得宗専制の第一段」としつつも、弘安八年（一二八五）の霜月騒動によって、安達泰盛を中心とする御家人勢力が平頼綱をはじめとする御内人に敗れることで、「御家人の政治勢力」が粉碎され、「得宗被官（御内人）の政治的潜在勢力」が明白になった時点で、得宗専制の成立を見出している¹⁰⁾。佐藤自身は述べていないが、治承・寿永の内乱、承久の乱、蒙古襲来（文永・弘安の役）という戦争を契機にし

た変化とも重なって、シンプルな把握である。

これ以降、主に①をめぐる、執権政治から得宗専制への移行が論じられていくが（第二章で後述）、秋山哲雄は佐藤の提示する指標を再確認した上で、その「論理的な根拠」はすべて失われた以上、「得宗専制」概念に依拠する必要はないと結論づけた¹¹⁾。以下、秋山や細川重男の整理によってみていく。①に関しては、その起源は「非制度的（幕府制度外的）」なものであったとしても、細川重男が明らかにしたように、弘安年間に制度化し、幕府制度と一体化していた¹²⁾。佐藤も寄合が「幕府制度の一部となった」事実是指摘していたが、御内人の「私的な会合」に過ぎず、御家人の代表である評定衆と同列に扱えないと考えていた。だが、細川が指摘するように、御内人も御家人であり、寄合・御内人と評定・御家人との対立を強調することはできない¹³⁾。②・③に関しても、北条庶家の所領に得宗支配が及んでいないこと、北条氏一門の守護分国経営においても得宗の支配が及んでいないことが明らかにされている¹⁴⁾。

「専制」という言葉は様々なニュアンスを含んでおり、得宗専制の概念自体が曖昧になってきたことを秋山は指摘し、得宗専制概念の放棄を提案している。佐藤が「合議と専制」という枠組みで律令国家から室町幕府に至る政治権力の性格を論じたように、「専制」という言葉は「合議」

の対概念であり、評定衆という合議体の存在に御家人の政治参加が想定されていた。佐藤自身は明言していないが、近代民主主義の条件となる中近世ヨーロッパの合議制・代議制とその対極にある「東洋的専制」との対立軸が念頭におかれていたのだろう。戦後民主主義の理想と現実とのあいだの厳しい緊張関係が鎌倉幕府政治史に投影されていたとみることも可能である⁽¹⁸⁾。

だが、佐藤の「合議と専制」論に対しては、八〇・九〇年代に杉橋隆夫や美川圭によって、専制的な権力が合議によって正当性を調達する場合もあり、「合議と専制」を二者択一的に捉えることはできないという批判がなされている⁽¹⁹⁾。鎌倉時代の現実として、評定が御家人の政治的主張の体现であり、將軍・得宗の権力を制約し、それと対立するものとは一概に想定し難いのである⁽²⁰⁾。得宗個人を合議が制約するという点に関していえば、むしろ貞時・高時期においてこそ「鎌倉政権の最高権力は寄合の合議に帰属」していたことが、細川重男によって論じられている。その背景には、幕府役職を基準とする独自の家格秩序に基づいて幕府政治を支配する「特権的支配層」の存在があったという⁽²¹⁾。この寄合が合議体として全く評価されてこなかったのは、御家人の政治参加の体现である評定衆こそあるべき合議体だと考えられてきたことの反動であろう（次節でも論

じるが、寄合は評定・引付と異なり、裁判に関わらず、起請文の提出も伴わなかったことも関係したか）。

二〇〇四年には、保永真則が、泰時執権期以降、とりわけ経時執権期を画期として、幕府制度の官僚制化、すなわち制度整備の過程として、幕府制度史を再検討し、専制化という理解を明確に否定した⁽²²⁾。また、執権政治から得宗専制へとという段階論において、佐藤が重視した引付の廃止に關しても、引付審理の渋滞を解消する一時的処置とする。さらに、評定衆・引付衆は得宗権力の基盤として機能しており、寄合と評定は重層的に存在することが尹漢湧によって指摘されている⁽²³⁾。評定衆とならんで北条泰時の執権政治を特徴づける「御成敗式目」に關しても、「追加」集や式目注釈書が生まれるのは北条貞時期である⁽²⁴⁾。泰時期以降、得宗権力が徐々に拡大し、幕府制度自体が得宗家および得宗被官によって担われる比重が徐々に増していくことは間違いないが、「合議と専制」のような理念の対立は見いだせず、明確な段階差を見出すことは難しいというのが現在の認識であろう。

第二節、三段階論のはじまり…鎌倉幕府裁判の性格変化

前節に述べた秋山哲雄による「得宗専制」概念批判は、

鎌倉幕府政治史三段階論から鎌倉時代史二段階論へ（佐藤）

三段階論を提唱した一九五五年の佐藤進一の論文「鎌倉幕府政治の専制化」をめぐるものであったが、佐藤の着想は一九三八年度の卒業論文をもとにした最初の著作『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（一九四三年）に遡る。石井良助が建長元年（一二四九）の引付設置以後を幕府訴訟制度の「完成時代」として静態的に論じたのに対して、佐藤は引付は当初御家人訴訟の機関であったが、弘安年間に所務沙汰機関として確立したと論じ、その変化を政治史に連関つけた。すなわち、鎌倉中期の幕府訴訟制度の特徴は当事者主義であり、その背景には御家人の権利主張を尊重する「御家人保護の精神」があった。これに対して、「弘安以後」幕府訴訟制度は職権主義化し、正確第一から迅速第一に切り替えられ、幕府の政策基調は御家人保護から抑圧に転じる。引付勘録の裁許状原案化にみられるように「引付をしてその審理の結果たる判決草案に対して徹底的責任を負わしめ」ることで「引付審理の正確」が担保されることから、引付は「御家人保護の精神」を体现する機関であるといえるが、「御家人勢力の代弁者」安達泰盛が御内人平頼綱によつて滅ぼされる霜月騒動が転回点となつて「執権政治から得宗政治への移行」がなされ、「引付制度の支持者たる御家人階級」への抑圧が強まる、と。この論点は、「専制化」論文において再確認され、得宗専制を支える「政治理念の

変化」を訴訟制度に見出している²⁹。従来の「執権政治・得宗専制」イメージも、むしろ『鎌倉幕府訴訟制度の研究』に依拠したものではなかったか。そこで特に【別稿】で再検討の対象としたのは、訴訟制度にみえる三段階論であった。以下、(1) 史学史的背景、(2) 現在の研究からみた三段階論、の二項目に分けてみていこう。

(1) 史学史的背景

「権利保護の精神」を重視する佐藤の構想の淵源として、一九一九年の三浦周行の論文「日本人に法治国民の素質ありや」³⁰の存在が新田二郎によつて指摘されている。三浦の論文は、「専制的なる警察国家」の江戸時代と比較して、鎌倉幕府の「御成敗式目」と裁判制度に、日本史上における西洋近代的な法と裁判の可能性を見出すものだった。但し、北条泰時の執権政治を理想の政治とする見方自体は、(その理想の内容自体は異なるが)『太平記』や『神皇正統記』にみられるように中世に遡る。明治期には、本格的な通史である三浦周行『鎌倉時代史』（一九〇七年）が、「執権と評定衆との合議制」による幕府政治を一種の「共和政体」であったと評し、同時期に広く読まれていた山路愛山の史論『足利尊氏』（一九〇九年）もまた北条泰時の善政を礼賛し、「北條氏の政治は大體に於て日本人民の感謝を

以て記憶すべき所なり」という評価を与えている。前近代以来の北条氏善政観と近代的なイメージ（「法治」「共和政体」とが徐々に重なり合っていた。佐藤の卒論執筆時には、幕府（日本封建制）の「公法」的性格を論じた牧健二『日本封建制度成立史』（一九三五年）、近代法的な概念を用いて鎌倉幕府の訴訟法を再構成した石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』（一九三八年）が相次いで刊行されていた。こうした戦前の法制史学の到達点を直接踏まえていたことも佐藤史学の特徴であった。

さらには、鎌倉時代の三区分論自体も、一九二六年には三浦周行によって提起されていた³³。すなわち、前期は「専制的将軍」である頼朝の時代、中期は承久の乱後、「北条執権」の時代である。評定衆という「会議機関」が「最後の決定」を行うようになる³⁴と、「将軍はもとより執権の専制を防ぐ」ことになり、「御成敗式目」制定をはじめとする「法治」により御家人の「権利保護」がはかられ、「幕府の訴訟手続」の「民事」は「慎重を極め」た、と。後期は文永初年からで、御家人の窮乏化と徳政令、両統迭立が語られる。具体的な分析は乏しいが、前中期に関する議論が佐藤の三段階論と重なるとともに、蒙古襲来や御家人の窮乏化に幕府衰退の原因を求める鎌倉後期の時代像が三浦に遡ることが分かる。これに対して、佐藤の獨創性は、「得

宗専制」の《発見》にある。すなわち石井良助の議論をもとに当事者主義と職権主義という二項対立図式を用いて、末期幕府の政治体制を得宗専制（『訴訟制度の研究』段階では「得宗政治」と規定し、単なる執権政治の衰退とは区別される独自の段階とした点にある³⁴）。そして、権利保護の精神から職権主義という訴訟制度の変化の結果、「御家人を幕府に結びつける有力な紐帯の一つであった訴訟制度に対する信頼」が急速に失われたところに幕府滅亡の一因を見出している³⁵。こうした佐藤の見通しを踏まえて、古澤直人は召文違背の咎の嚴罰化に職権主義化を見出し、そこに幕府の滅亡原因をみている³⁶。

鎌倉幕府最後の得宗北条高時を暗君として描き、それゆえに幕府は滅亡したという歴史像は『太平記』にみえ、近代にも流布していた³⁷。亡国の君主を暗君として描くのは、中国の史書にもあり、よくみられるパターンである。佐藤の三段階論はある程度、こうした常識的イメージに重なるものだった。それに加えて、異なる政治体制・路線の対立という「政治」を見出す佐藤の着想はどこからきたのだろうか。

前述した山路愛山の史論『足利尊氏』は、評定衆から寄合衆の談合、内管領に実権が移ること、「得宗」貞時・高時が幼少で執権に就くことなどに注目し、「北條氏が公僕

鎌倉幕府政治史三段階論から鎌倉時代史二段階論へ（佐藤）

たりし特色は此に既に破壊され、人びとの支持を失うと、「諸国の大小名は革命の燃ゆべき可燃質のものとなれり。皇室の御陰謀は之に投ずるに幾把の火を以てしたるに過ぎざるのみ」となり、武士の輿論を背景に足利尊氏が登場して、鎌倉幕府の滅亡と南北朝の動乱に至ったと論じた。愛山の議論は後醍醐による建武中興という天皇中心の戦前の歴史像とは一線を画しており、佐藤の得宗専制論（とりわけ御内人の内管領の実権掌握と御家人層との矛盾）や南北朝内乱論に通じる時代像を示していた。日本史に「人権発達の歴史」を見出す山路愛山の史論について、石母田正や松本新八郎による言及はあるが、佐藤による言及はなく、その直接の影響関係は不明である。しかしながら、『太平記』や明治期の史論など、一般に流布していた時代像とも重なりあうものだったため、佐藤の三段階論は圧倒的な説得力をもって広く浸透したのではないかということはいえるだろう。「専制化」した権力が人びとの支持を失って滅亡するという佐藤の歴史像は、革命を待望する戦後歴史学のもとで共感を呼んだに違いない。そして、戦時下の一九四三年にこうした主張を公刊したことのメッセージ性を考えなければならぬ。佐藤の学問の魅力は、古文書の分析から「実証」的に積み上げた理論だからだとしばしば語られているが、決してそれだけではなかったのではなからうか。

(2) 現状からみた三段階論

それでは現在の研究からみて、佐藤の議論はどのように捉えられるのだろうか。そもそも法律用語としての職権主義とは訴訟手続進行上の概念で、本来は裁判所による積極的な事実解明や証拠の追及を認めるもので、当事者主義とは事実解明や証拠提出の主導権を当事者に委ねるものという意味する。だが、佐藤は前述の石井良助に依拠しながら、これを独自に読み替え、訴訟審理や政策基調を含むものとし、独自の価値観を加えている。すなわち佐藤の用いる職権主義という語は、幕府による強権・鎮圧を含蓄しており、否定的なニュアンスが加えられている。一方、佐藤の用いる当事者主義という語には、中世人の主体性や「権利保護の精神」という肯定的なニュアンスが加えられている。

だが、これは私見となるが、中世の人びとは当事者主義や自力救済といっても法的な「権利」として認められていた訳ではなく、権力の側の放任（言い換えれば、支配の網の目の緩さ）の裏返しであった。日本中世では「裁判する」権限は必ずしも重視されてこなかったといわれ、少なくとも検断権など同レヴェルの得分権として裁判（得分）権なるものが成型されることはなかったため、権力の側は極力訴訟の数を減らしたいと願った。だからこそ、得宗権力の側が、困窮した訴人のために便宜を図らい、迅速な裁判

を行うことは、人びとの側にとつてもサービスであり、「徳政」として意識されていた。

佐藤が「職権主義の台頭」すなわち得宗専制化の指標として挙げるのは、訴訟審理における正確第一から迅速第一への切り替えであるが、具体的には、

①引付の廃止、②刈田狼藉・路次狼藉を検断沙汰に移管、③和与の奨励、④訴訟件数を減少させる政策、などである。

以下【別稿】の内容とも重なるが、図式的に整理しておこう。

①引付自体は訴訟審理の迅速化のためのものであり、正確第一とイコールではない。ましてや、引付で沙汰が遅延しているため人びとが困っているのです、引付を廃止して執権・得宗が聴断を行つて迅速な沙汰を目指すということ、を、権利保護の抑圧とすることはできないだろう。引付に正義が読みこまれてきたのは、御家人の合議体である評定にかわつて、引付会議が責任を負うという理解があるのではなからうか。合議に価値を見出す発想の由来に関しては、「御成敗式目」起請文の文章の印象が強いのではないかと思われるが、西洋封建制論においても「同輩裁判」（自由人は自分の同輩による「陪審」を受ける権利をもつ）が重視されておき、あらためて近代歴史学・法制史学における封建

制論受容の文脈から検討を進める余地はあるだろう。

③④については鎌倉後期に限った政策ではなく、泰時も濫訴を抑制し、和与を奨励していた。但し、鎌倉後期に和与が増大するのは、訴訟手続きの整備や奉行人・雑掌層のネットワークを背景に、一定の形式を踏むことで合意形成しやすくなったからである。当事者にとつても幕府裁判を介した和与の成立は、訴訟コスト削減を意味しており、「権利保護の精神」の抑圧とはいえない。

②に関しても、検断沙汰とすることにより、幕府権力・守護が関与しやすくなり、事実認定と秩序回復が容易になることを考えれば、一概に「権利保護の精神」の抑圧とはいええないだろう。守護注進状による幕府での審理自体は「当事者主義的」に進行していたことが西田友広によって指摘されている。

以上、佐藤の論点に即して、個別に検討を加えた。「入門」をはじめとして、鎌倉後期にみられるいわゆる職権主義的傾向に関して、佐藤は「得宗専制」に引きつけた是非の否定という捉え方をしていたが、一九九五年に新田一郎はこれを「手続法制整備による理非究明の志向」という視点から位置づけなおし、秩序構造の転換を論じている。佐藤に始まる訴訟制度の「専制化」論に対する根本的な批判は、すでに新田によってなされているが、なお現在でも「専

制化」論のイメージは根強いように感じている。そこで屋上屋を架すものとなるが、佐藤の提示する「専制化」の指標に即して論点の整理を行った。さらに、「専制化」イメージの根幹には鎌倉中期（泰時期）の理想的裁判像があることから、あらためて平安期〜鎌倉中期の法と裁判に関する具体的な検討を進めた^④。

佐藤が幕府裁判に「権利保護の精神」を読みこんだ背景には、前述のように、北条泰時のもとの「御成敗式目」制定と評定衆とに日本における「法の支配」の可能性を見出してきた近代史学史の問題がある。「はじめに」で述べたように、佐藤の三段階論が高等学校の日本史教科書にまで強い影響を及ぼしたため、古代〜近代を通してみても鎌倉時代のみ裁判制度（三問三答）の説明が詳細なのであり、通説的歴史像が再生産されている。

だが、次章でも述べるように、執権政治から得宗専制への移行を論じる三段階論は、「得宗専制とは何か」をめぐって様々な議論が提示されてきたが、執権政治、特に泰時期の実態については必ずしも十分に論じられていないことが問題である。佐藤の『鎌倉幕府訴訟制度の研究』は、引付を重視する行論上、引付の設置された建長元年（一二四九）すなわち北条時頼期から論じており、北条泰時期の裁判に関する分析がない。「執権政治」の典型期とされる泰時期

の裁判は、泰時の陣頭指揮やその個人的な力量に依るところが大きく、組織的分業や規則整備は、泰時没後の経時期に急速に進展することが、保永によって指摘されている^⑤。保永は「制度・規律による幕府運営」を目指した泰時の努力を積極的に評価するが、その意義は「制度・規律による幕府運営」というよりは、「御成敗式目」起請文にみられるような集団的誓約によって、縁による口入（口添え）と混乱を制御しようとしたところにあるのではないか^⑥。後述のように「得宗専制」の始期とする論者も多い時頼期に引付などの諸制度が整備されていくこと自体、「執権政治」と「得宗専制」とに明確な段階差を見出すことが難しいことを示唆しているように思われる。これまでの議論は、泰時期を理想化し、片方に理想（理非と合議）、もう片方に実態（専制化）をおき、その距離の開き具合を論じるかたちになっていなかっただろうか。だが、実際には、鎌倉中期から後期への流れを連続的に捉えることができると思われる。

以上、二節にわたって幕府官制と訴訟制度の両側面から成り立つ佐藤の三段階論を再検討し、現在ではそのままで成り立ち難いことを確認した。第三章の議論を先どりすれば、三段階ではなく二段階でもよいのではなからうか。

第二章、佐藤進一以後の三段階論の系譜

つづいて、佐藤以後の三段階論の展開をみていく。将軍独裁から執権政治への移行に関しては、三代将軍源実朝期における北条時政・義時の「執権」政治の評価をめぐる議論はあるが、将軍独裁期に含める理解が一般的であろう。⁵³⁾一方、得宗専制の始まりに関しては、論者による幅がある。以下が主に想定されている。

①寛元の政変（宮騒動）・宝治合戦（一二四六・四七年）

②文永三年（一二六六）の引付廃止、宗尊親王の京都

送還

③弘安七年（一二八四）「新御式目」

④弘安八年（一二八五）霜月騒動

このうち④は佐藤進一のほか、石井進、網野善彦が論じている。石井は得宗家の守護職・地頭職の集積および幕府の重要官職の独占を指標とし、時頼期に始まり、霜月騒動によって完成したと論じた。網野は安達泰盛の弘安徳政を執権政治の完成形とする立場から、霜月騒動における泰盛の滅亡に画期を見出す。「得宗専制」という枠組みではないが、幕府裁判の職権主義化（古澤直人）や法の構造転換（新田一郎）に関する議論においても、弘安年間が画期として重視されており、公家政権の研究においても市沢哲によつ

て弘安徳政と「治天の君」専制化が論じられている⁵⁴⁾。古澤は「理非裁断の理念」つまり「慎重な審理とこれを裏づける手続法以下訴訟制度の充実」という観点から弘安年間が決定的な画期となるとした上で、得宗専制を独自の主従制の展開として論じ直している。

③は、弘安徳政を主導した安達泰盛が中心となって弘安七年（一二八四）に制定された「新御式目」を重視する五味文彦の説である。安堵と理非の権限獲得という観点からみて、時宗期に得宗専制が始まり、時宗没後の「新御式目」によって確立したとされている⁵⁵⁾。細川重男も建治三年（一二七七）以前に主従制的支配権も北条時宗が掌握しており、得宗専制は成立していたが、「新御式目」によって「得宗の将軍権力代行者としての地位は法的・公的に確立」され、「システム型専制」に移行したと論じた⁵⁶⁾。

一方、①に関しては、奥富敬之は、寛元の政変（宮騒動）（一二四六年）、ついで宝治合戦（一二四七年）の結果、幕府内部で名越流北条氏や三浦氏など反得宗勢力が一掃されたことを重視する⁵⁷⁾。上横手雅敬は、佐藤進一という得宗専制とは御家人に対する専制であるが、公家政権（朝廷）に対する得宗専制は寛元の政変による九条道家失脚に始まるとする⁵⁸⁾。そして、鎌倉幕府政治史の基調は独裁であり、北条泰時の執権政治とは、権力が将軍から得宗に移る「過渡

期」に過ぎないとする。

村井章介は①の上横手の議論を踏まえ、執権勢力が將軍勢力を克服した「寛元・宝治・建長の政変」の画期性を論じながら（建長の政変とは九条頼嗣の京都送還）、②文永三年（一二六六）の引付廃止、宗尊親王の京都送還を重視する。一方で、執権政治の「過渡期」的性格に関して、「執権政治の合議制が生んだ稀有な達成」を生み出した「稀有な政治的条件を考える視角を提供するもの」であると指摘する。⁶⁰⁾

さらに村井は、対モンゴル戦争の危機のもとで幕府支配を全武士階級に拡大させようとする安達泰盛の弘安德政に対する反発として、弘安八年の霜月騒動を位置づけた。ここに泰盛は御家人保護の象徴、御家人勢力の代表から、御家人の既得権益を打破する改革者へと人物像を転回させた。村井は種姓秩序（身分観念）のもとで北条得宗が將軍になれなかったこと、すなわち御家人の主人としての正統性をもたなかった点に、北条氏の専制強化と滅亡の原因を見出している。さらに、村井の視角を継承して、弘安德政の挫折の結果、末期鎌倉幕府が御家人制を脱却し非御家人にまで基盤を拡張できなかったという観点（御家人制の「桎梏」）から、その滅亡原因を考える議論もでている。⁶¹⁾

以上のように、得宗専制の確立をめぐる時期には①〜④のような差異があるものの、①寛元・宝治以来、時頼・時

宗・貞時期に段階的に成立していくという実態理解では大きな差異はない。そして、佐藤の議論自体に、「寛元・宝治」ののちの建長元年の引付設置から弘安年間までの時期に、弘安期に完成する執権政治の発展と、霜月騒動後に完成する得宗専制への傾斜という二つの動きが同時進行的に起こるという捉え方がある。近藤成一もまた下文・下知状の分析から「文書体系における「執権政治」の完成が「得宗専制」の進展と符節を合わせていること」を鋭く指摘していた。⁶²⁾

佐藤進一の三段階論（得宗専制論）には、元弘三年（一二三三）の幕府滅亡を説明しようとする構えがあったが、御家人との関係性から鎌倉幕府・北条氏権力の限界を探るといふ佐藤の問題意識を明確に継承しているのは、八〇年代における古澤や村井の議論であろう。

ゼロ年代以降は、第一節で紹介した秋山哲雄の「得宗専制」概念批判をうけて、鎌倉末期の得宗権力を否定的なニュアンスを含む「専制」として捉えない研究があらわれた。田中大喜は東国御家人が得宗権力を利用し、「共生」していたことを指摘した。⁶³⁾ また、下村周太郎は、秋山の「得宗専制」概念批判を継承しつつ、鎌倉幕府の不易法が対象とする時期という観点から、成敗（裁判）する権能の所在が將軍・執権・得宗という推移をたどる過程を分析しており、北条貞時期に執権から得宗への画期を見出している。⁶⁴⁾ 桃崎有一

郎は、得宗家（御内）が幕府と一体化すると論じている。^⑥

以上のような近年の動向をみると、第一章・第二章のそれぞれ最後にも確認したように、泰時期以降、得宗の権力が段階的に高まり、貞時期に得宗権力が制度化していくことは確かであるが、執権政治と得宗専制という異なる政治体制と両者の断絶を想定することは難しいように思われる。下村周太郎の議論は、秋山の提唱にしたがって「専制」概念を排し、「得宗権力」・「得宗政治」という概念を用いながら、三段階論を読み替えている。その一方で、「第二段階」に理想の時代はもちろんのこと、安定期・典型期をおくことはない。そして、②④佐藤・村井のように幕府の滅亡原因を第三段階に求めることもなく、実態認識としては③五味・細川に近く、事実として得宗権力の強化を指摘している。

また、上述の諸説は鎌倉幕府政治史の段階論であり、鎌倉「時代」史の段階論ではないことにも注意が必要である。佐藤によれば、「鎌倉時代の政治過程は表面的には朝幕関係として表れる」ために、戦前の研究は「皇室中心思想の立場から、建武中興という政治的事件理解の前提として鎌倉時代の朝幕関係に多くの筆を費やし」ており、《私》たる幕府は《公》たる朝廷に付随するものとされていた。これに対して、戦中・戦後早い時期に、佐藤進一が鎌倉幕府

に「公法」（国家）的性格を見出すとともに、「武士階級」の政治参加あるいは御家人制との関係という視点から幕府独自の「政治史」の論理を発見したことの史学史上の意義は極めて大きい。これは、朝廷とは「古代」国家権力の残存に過ぎず、鎌倉幕府こそ新たな中世的権力であるという初期の戦後歴史学とも合致するものだったが、武家政権発達史になったことは否定できない。

現在の研究では公家政権もまた武家と同じく中世的権力として捉えられるようになり、鎌倉時代は公家・武家という二つの政権が京・鎌倉に併存した時代として位置づけられている。一九七五年に上横手は公武関係の観点から②（寛元・宝治の政変後、公家政権に対する得宗専制の成立）を主張していた。佐藤進一もまた一九八三年段階の『日本の中世国家』では、第二章「鎌倉幕府」において従来の三段階論を論じたのち、第三章「王朝国家の反応」において、寛元・宝治の政変を契機として、朝廷・幕府の関係が「相互依存から相互不干渉・自立」に切り替わったと論じている。^⑦振りかえると、佐藤自身も早くから「公家・本所権力との対決」すなわち公武関係と、幕府内の「体制的な矛盾」すなわち御家人問題とを密接不可分の関係としていたが、この問題意識が三段階論に組み込まれていたとは言いがたかった。^⑧その一因には、幕府とは鎌倉殿と東国武士との主

従関係に基づく独自の政権であるという幕府観があったのではないか。

これに対して、ゼロ年代には幕府の基盤である御家人制のもつ国家的性格が明らかにされ、幕府の基盤である地頭・御家人の問題が朝廷・本所と無関係ではないことが認識されるようになった。^①これによって、公武関係と幕府内部の「体制的な矛盾」を連関させ、幕府のみならず朝廷・本所を含めた鎌倉時代史全体を捉える視座を得ることが可能となった。近年では、鎌倉幕府の成立における公武関係の規定性を重視し、公武関係の整序という観点から寛元・宝治の時期を再評価する高橋典幸の議論も登場している。^②こうした公武関係という視点を重視することで、鎌倉時代史の段階論をどのように構想できるのか、章をあらためて考えてみたい。

第三章、鎌倉時代史「二段階論」の可能性

第一節、寛元・宝治の画期論

公武関係を軸に鎌倉時代の区分を考えると、誰しも想起するのは承久の乱（一二二一年）で二分する考え方であろう。現在に至る日本の通史像に影響を及ぼした新井白

石『読史余論』（一七二二年）は、武家の世の「五変」として、源頼朝による鎌倉幕府の成立を第一の変とし、北条氏の政治を第二の「変」として位置づけていた。建武三年（一二三六）成立の「建武式目」が「鎌倉郡は文治右幕下、始めて武館を構へ、承久義時朝臣天下を併呑し」たと語るように、二段階で鎌倉幕府の成立を捉える見方は中世人にも共有され、現在の研究者にもみられる幕府成立像であり、後鳥羽院政期までを院政期とする議論や、承久の乱を「山城時代」と「北条時代」を画する日本史上の転換点とする保立道久の議論も生まれている。^③

一方、鎌倉時代だけではなく、より広く中世史を見渡したとき、鎌倉後期（弘安頃…一二七八—一二八八）で二分する見方もある。網野善彦は未開から文明への文明史的な転換点を鎌倉後期に見出した。^④新田一郎は、個別具体的に作用する法から一般的に作用する法へという法の構造転換を鎌倉後期に見出した。^⑤荘園公領制の動揺という国内要因を重視するか（荘園制）、蒙古襲来という対外戦争を契機とした幕府の権力強化を重視するか（対外関係）、というバリエーションはあるが、佐藤進一の三段階論とも画期をおく時期が重なる議論である。

二〇二〇年の歴史学研究会大会報告【別稿】では、寛元・宝治（一二四六・四七年の政変）に画期をおき、二段階論

で捉える見方を提示した。石母田正以来、鎌倉幕府の裁判に關しては、御家人間相論あるいは御家人・本所間相論において「第三者」として幕府が裁判する点に、公権力が新たに生成する側面が注目されてきた。これに対して、【別稿】では、朝廷・本所などとの交渉・利害調整という観点から、幕府裁判の性格を論じた。概要は以下の通りである。すなわち、幕府は自らが裁許を下す対象を地頭・御家人の關係に限定し、幕府は自らの裁判を「本所裁判」的なものに限定した。それは、朝廷・本所などから口入を求められていたことへの防衛的反應であり、それらの訴えに対して自制的な態度をとったからである。そして、口入に自制的な原則をもつ一方で、朝廷・本所などとの關係上、限定的に口入を行わざるを得なかった。とりわけ源氏將軍・撰家將軍期には、公武の癒着と口入が深刻化し、將軍自身が公武の最大の窓口となっていたことが、幕府自体の政治不安の構造的な原因ともなっていた。寛元・宝治の政変を経て、九条道家と撰家將軍が失脚し、北条時頼と後嵯峨院政の連携のもとで、公家・武家ともに裁判制度が整備されていく。時頼期の引付設置ののち、佐藤進一が明らかにしたように「所務沙汰」のカテゴリーが明確化し、「訴訟対象を基準とする訴訟制度の分化」が始まる。その一方で、幕府の改革要求のもとで後嵯峨院政期には朝廷政治は「制度化された

院政^②」への轉換を遂げ、朝廷訴訟制度も整備されていく。幕府内部の反北条勢力が將軍や京都の権力と結合して政情不安を起こすという構造が生まれていたのに対して、幕府は安定化のために、朝廷・本所に紀律化を求める必要があったからである。各「本所裁判」や在地裁判の世界においても、幕府をモデルとして訴訟制度の型が導入されるようになる。また、《縁の制度化》として論じたことがあるが、複数の《縁》のなから、どれが意味をもつ《縁》が限定され、「本所裁判」の裁判管轄が明確になっていくとともに、安堵や口入のように、個人的・非制度的になされていた幕府の働きかけについても、制度的・非個人的でシステムチックなものに変化していく^③、というようなことを述べた。幕府政治史のみならず社会全体の変化とかわるのではなからうか。

従来「裁判」研究といえば、（石井良助以来の）狭義の裁判制度に集中していたが、【別稿】では狭義の裁判制度が捨象してきたものを広義の《裁判》の一環として論じることで、裁許や口入、それぞれの歴史的な変化や歴史性、相互の關係などを見取り図を提示することを試みたのである。鎌倉前期の法と裁判の世界は、院政期の権門裁判の世界から連続する面があったが、承久の乱から寛元・宝治にかけての時期を《長い轉換期》として、制度的・非個人的

なものに転換を遂げると考え、ここに二段階論を見出した。さて、寛元・宝治の画期論を強調するとき、従来の三段階論で画期とされてきた承久の乱や弘安年間をどのように考えるのが問題になるだろう。それぞれ考えていきたい。

第二節、北条泰時期の位置づけ

第一に問題になるのは、「寛元・宝治」以前の時期をどのように考えるかである。寛元・宝治を経て、建長の政変によって、摂家将軍は追放され、親王将軍が迎え入れられることになることを考えれば、源氏将軍期・摂家将軍期・親王将軍期の「三区分」論と紛れが生じるように思われる。将軍の属性（源氏か藤原氏か親王か）による分類は一見シンプルであるし、承久の乱と寛元・宝治・建長の政変という政治史的な画期とも重なっている。この点ともかかわって、論理的に考えれば、幕府政治史の三段階論と、公武関係における寛元・宝治の画期論は両立し得るという反論が予想されよう。実際、前述のように、佐藤『日本の中世国家』は第二章で三段階論、第三章では寛元・宝治における公武関係の変化をそれぞれ論じている。佐藤のいう三段階論が成り立ちがたいことは第一章で確認をしたが、常識的な鎌倉幕府政治史像に近く、現在でもなおその影響力は根強い。

そこで論点となるのは、承久の乱後の摂家将軍・北条泰時期を固有の段階として評価するかどうかである。上横手は、幕府政治史の基本は将軍独裁から得宗専制への移行であり、北条泰時期の合議政治は「過渡期」の「例外的現象」に過ぎないと論じた⁸⁰。これを摂家将軍と置き換えると如何であろうか。鎌倉幕府は後鳥羽院の皇子を実朝の後継将軍とする構想を抱いていたが、その構想は実朝の暗殺によって頓挫し、かわりに頼朝の遠縁の三寅（九条頼経）を迎え入れ、新たな政治の仕組み（評定や「御成敗式目」など）が作られていく（評定衆に関しては第一章第二節（二）において前述）。その一方で、父九条道家の権勢が公武にまたがる結果を招いたことを考えれば、摂家将軍・北条泰時期の流動的な状況は、後鳥羽院政期・源氏将軍期以来の矛盾を引き継いでいる面があり、承久の乱後もどのような体制が定着するのかが流動的な面があったのはなからうか。そもそも東国の武家政権という前例のない権力をどのように中世社会のなかに位置づけ、公武関係をどのように整理するのかは源頼朝以来の課題であった。泰時期には泰時や九条道家のような個人の人脉や力量に依存した手探りの状況が続いていたが、寛元・宝治の政変以後は西園寺氏が関東申次を世襲し、朝廷でも幕府でも個人の力に依拠せず、規則に準拠して運営される制度的な仕組みの構築が目指さ

れた。そして、結果的には、摂家将軍にかわって親王将軍を戴く体制が幕府滅亡に至るまで安定することになる。承久の乱以後の流動的状况を経て、寛元・宝治の政変の結果、泰時の政治を理想化するかたちで体制が安定するという点、非個人的でシステマティックに安定した支配が構想されるに至ったという点で、三区分ではなく二区分が妥当ではないかというのが、現時点での考えである。⁸³⁾

第二章で前述したように、同じく寛元・宝治の画期性を重視する上横手雅敬・村井章介の議論の特徴は、執権政治期をミニマムに捉え、その「過渡期」性を強調するところにある。この点において事実上「二段階論」に近いが、泰時期（評定衆と御成敗式目）の「達成」に対する高評価という「三段階論」の特徴がかえって鮮明である。これに対して、【別稿】の議論は、一三世紀前半は個人的で流動的な体制であったのに対して、一三世紀後半には非個人的でシステマティックな体制に転換するという見方である。この点では弘安頃の構造転換を重視する新田一郎の議論に近いが、弘安以前、鎌倉中期の変化、公武関係の規定性を重視するという点では、見解を異にする。院政期以来の秩序が、鎌倉幕府というファクターが登場することによって秩序変容を起こすという点で、院政期以来の動きの中での変化を考えている。

第三節、鎌倉後期の変化の位置づけ

第二に寛元・宝治以後の変化をどのように考えるのかという問題がある。これに関連して、北条泰時執権期（一二二四—一二四二）ではなく、北条時頼と後嵯峨院政期（一二四六—一二七二）に鎌倉時代的なものが確立するという歴史像は、実はこれまでもあったことが注目される。両統迭立期に成立した『五代帝王物語』は、後嵯峨院政期を理想の時代として描き、これを材料とした『増鏡』南北朝成立）も、後嵯峨院政の時代を安定期とし、その前後の後鳥羽・後醍醐の時代を公武対立・両統二分化の時代と描いていた。⁸⁴⁾そして、後嵯峨院政期を安定期としてみてしまうと、後嵯峨以後の両統迭立期を混乱期としてみてしまふことになる。国文学者の前田雅之も後嵯峨院政期を相対的安定と王朝再現の時期として位置づけている。⁸⁵⁾

二〇一八年に発表した拙稿「文書史からみた鎌倉幕府と北条氏」では、北条貞時・高時の「得宗書状」の検討を通じて、従来鎌倉幕府が関与しなかった領域に得宗権力が踏み込んでいく時期として貞時・高時期を位置づけた。⁸⁶⁾両統迭立という政治史的な問題とあわせると、「寛元・宝治」以来の「相互不干渉」の時代が終わり、幕府から朝廷への介入が強まる時代であるといえる。このようにみていくと、

公武関係の混乱（承久の乱・寛元・宝治の政変）、公武関係の整序・制度化（後嵯峨院政期）、公武関係の再混乱（兩統迭立、北条貞時・高時期）という「新たな三段階論」が構想できるように思われた。幕府の滅亡原因が直接的には後醍醐の倒幕運動にあることを考えれば、兩統迭立への関与、口入の増大と公武関係の混乱という点からも、幕府の滅亡原因を説明することができよう。

実は二〇一八年の段階では上述のように「新たな三段階論」を構想していたが、しかしながら、理想的な時代である第二段階を北条泰時期から時頼期・後嵯峨院政期に置き換えただけで、第三段階の失敗に滅亡原因を見出す三段階論的な思考枠組みを脱していないように思われた。はたして、第二段階は理想の時代であったのか、それが問題である。また、細川重男の「システム型専制」論にみえるように、貞時・高時期の幕府制度は時頼期以来の制度化の延長上に位置づけられる。応長元年（一三二一）に下る史料であるが、持明院統の伏見院政のもとの勅撰和歌集の撰者をめぐる相論において、二条為世は「寛元・宝治より以來、天下の紀綱、若し道理に背かば、則ち諷諫し申さるる条、今に流例たり」と主張していた。⁸⁸⁾「寛元・宝治」すなわち九条家の失脚と後嵯峨院政の成立以後、公家政権の秩序が乱れたときには幕府が「清直の義」によって調停する

という歴史像が抱かれていた。貞時・高時期に公武関係が再密着化していくきっかけは、対モンゴル戦争や皇位継承問題など様々な要因が絡み合っているが、その始まりとして、後嵯峨院政を推戴した北条時頼の時代に公武連携（得宗が公家政権を支える構図）の枠組みができたことが规定的な意味をもつのではないだろうか。第一章でも検討したように、一三世紀後半の体制は、「執権政治から得宗専制へ」という体制の変化というものが見出せるか難しい。鎌倉末期に至るまでの矛盾が後嵯峨院政期に生まれていたことを捉えることによって、『五代帝王物語』のように後嵯峨院政期を安定期とする「新たな三段階論」自体も相対化できるのではないかと考え、【別稿】では、寛元・宝治の変化と、弘安の変化を等質に捉える三段階ではなく二段階を考えた次第である。⁸⁹⁾

もちろん、第二段階のなかで、時頼・時宗期と貞時・高時期は二つの段階に分けることができるが（後者のほうが武家から公家への口入が強化・錯綜化）、そうするのであれば、第一段階のなかでも承久の乱前後で二つの段階に分けることができる（乱後のほうが武家から公家への口入は強まり、摂家将軍の存在もあって錯綜化する）。つまり三段階ではなく四段階となり、【別稿】も以上の時期区分で四章構成で論じたが、その上で四段階が前半と後半とで二

段階に分かれるという理解である。

鎌倉幕府の滅亡を必然視する歴史像は近年大きく相対化されている。鎌倉幕府権力の目指した方向が建武政権・初期室町幕府に継承されていくことは、早くから佐藤進一も指摘しており、鎌倉幕府の滅亡とは「一箇の北条政権」の滅亡に過ぎないと述べていた^⑧。近年では、寛雅博によって、鎌倉幕府は衰退期をもたず、その「極盛期」に突然瓦解したと評されている^⑨。幕府滅亡については「別稿」でも触れ、あらためて詳論する必要があるが、三段階論的な発想にみられるように「第三の段階」の失敗や矛盾にその原因を求めめるのではなく、成立期以来の武家政権の抱える矛盾を中長期的なスパンで多角的・構造的に捉えていく必要があるのだろう。一三世紀半ばにおける変化の意味についても、三段階論の枠組みを相対化して新たに検討を要する論点はなお多く、今後の研究の進展が必要である。

おわりに

第一章では、佐藤進一の三段階論の史学史上の位置づけを検討しつつ、佐藤以後の三段階論がどのように展開したのかを確認した。端的にいえば、佐藤の三段階論は第二段階（執権政治）を理想としながらも、その理想が現実

は定着せず、第三の段階（得宗の専制）を招いてしまうという構図に特徴がある。日本の歴史において定着しなかった合議と法治の可能性が第二の段階に託され、現実の歴史は《理想》からの妥協・脱落、「専制化」の過程として描かれることになる^⑩。過去を三つの時代に区分にして、第二の段階に理想を託した佐藤の思想は、古代とも近世とも異なる中世という時代に、古代的権力（天皇制）に対する革命の「蹉跌と敗北の歴史」を見出した石母田正の『中世的世界の形成』（一九四六年）とも共鳴するものであり、日本社会の現実に向き合った初期の戦後歴史学の思想的所産だったのではなからうか。二〇一七年に一〇一歳を目前にして死去した佐藤進一には、古文書から帰納的に論理を組み立てた実証史家というイメージが根強く、マルクス主義歴史学の退潮後の中世史研究において、その存在感が一層高まっている^⑪。だが、第一章第一節・第二節でも繰り返し指摘したように、マルクス主義やヴェーバー主義、戦前の法制史研究（三浦周行・牧健二・石井良助）や史論など、史学史上の佐藤史学には様々な影響が見出され、戦前と戦後の橋渡しともいえる位置にある。第一章で述べたように、佐藤の三段階論には根本的な批判がなされ、そのまま維持することはできないが、それにかわる新たな時代像は必ずしも示されておらず、その分かりやすさゆえに、今なお歴

史教育においても大きな影響力をもつ。

はじめにでも述べたように、近年の歴史研究は画期論や時代区分を相対化する傾向がある。過去から未来へ、物事は重層的に存続しており、明確な転換期を求めることが難しいのは確かである。だが、人が過去に向き合うとき、そこに現在につながるもの、あるいは現在とは異なる時間を見出していることに違いはなく、何らかの区切りは常に意識されざるを得ない。歴史を書くとき、何らかのかたちで時期を区分しているのだとすれば、そこにどのような基準（モノサシ）があるのか、あらためて問いなおすことが必要ではないだろうか。佐藤進一の三段階論がそうであったように、無色透明のモノサシは存在しない。重要なのは、時代区分をめぐって諸説を立てることではない。時代区分論・画期論を通じて、過去の時代を見つめる私たち自身のもつまなざしを反省的にふりかえり、新たな時代像を描きなおす手がかりを得ることが重要である。

三段階論はあくまでも鎌倉幕府政治史の段階論であり、鎌倉「時代」史の区分論ではない。そこで第三章では、公武関係という視点から、一三世紀半ばの寛元・宝治・建長の政変に転換点を求めたとき、必ずしも三段階で捉える必要はないことを述べた。鎌倉幕府の成立は、初めて朝廷・京都以外に政治的な中心が生まれたという意味において、

日本史上画期的な意味をもったが、一三世紀前半には朝廷・京都の求心力・包摂力はなお強く、そこから離れて武家政権が存続することは自明ではなかった。日本国における武家政権の定着という意味において、承久の乱を経て、寛元・宝治・建長の政変によって確立した体制の意味は大きく、そこに《長い転換期》を置いて、二段階で考えるのがよいと考えた。

但し、上述の議論は、鎌倉幕府もしくは鎌倉時代の政治史（公家と武家の関係）を軸にしたものに過ぎない。「はじめに」で掲げた「日本史探究」の「学習指導要領解説」には「公家と武家の関係、宗教や文化の新しい潮流、商品生産や流通などの変化を踏まえつつ」鎌倉時代の区分を考えてみようという問いかけがなされている。第二章では「公家と武家の関係」を考えたが、社会史や経済史、宗教・文化、対外関係など、視点のおきかたによっては、区分の仕事は何通りもあるだろう。それらをどう総合して新たな時代像を描くのかは今後の課題としたい。

本稿は筆者自身の関心に引きつけて、佐藤進一の三段階論の再検討というかたちで、近年に至る研究動向の整理を試みたものに過ぎない。今後、時代区分・時期区分をめぐる議論が活性化することを願って擱筆することにした。

註

- (1) 『高等学校学習指導要領(平成三〇年告示) 解説 地理 歴史編』(文部科学省、二〇一八年) 二二五頁。
- (2) 「鎌倉幕府の成立」自体、探究用の格好の素材であるが、現在では特定の画期をおかず、段階的に成立したという考え方が主流になっている(川合康「鎌倉幕府の成立時期を再検討する」『院政期武士社会と鎌倉幕府』吉川弘文館、二〇一九年、初出二〇一三年)。
- (3) 佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九五五年)。
- (4) 一例として、最大のシェアをもつ山川出版社の『詳説日本史B』(日B301、二〇一六年)は、幕府の最盛期として「執権政治」をおき、「敏速で公正な裁判の確立」を詳述し(一〇四頁)、蒙古襲来後には「得宗専制政治」をおき、「御家人の不満」の高まりを描く(一一三頁)。冒頭で例示した「日本史探究」の問いは、新たに着想されたものではなく、現行の日本史教科書の「問い」に基づくものという側面がある。なお、一九五〇年に刊行された日本史教科書(史学会編『日本史概観 復刻版』山川出版社、二〇一九年)をみると、得宗専制に関する記述はなく、その後、佐藤学説が浸透したとみられるが、教科書記述の変遷の分析については今後の課題としたい。
- (5) 山田徹氏から丁寧な私信を頂戴した。厚く感謝申し上げます。拙稿「文書史からみた鎌倉幕府と北条氏…口入という機能からみた関東御書と得宗書状」(『日本史研究』六六七号、二〇一八年)では、第二章で後述するように、三段階論的な説明を行い、大会報告【別稿】でも、源氏将
- 軍期・摂家将軍期・後嵯峨院政期・北条貞時期(両統迭立期)で四章構成をとり、一見「四段階論」にもみえる。
- (6) 前掲注(3) 佐藤論文。以下の引用は六七―六九頁。
- (7) 一九四九年の論文「幕府論」では、「幕府の社会的性格」すなわち「東国の名主級武士層を足場として、幕府を組織したことの必然性」について、松本新八郎の諸研究に依拠している(前掲注(3) 佐藤著所収、一三頁以下)。この問題意識は、南北朝動乱のなかに武士の政治参加を見出す「南北朝の動乱」(中央公論社、文庫版一九七四年)や幕府を支えた東国武士の貴種崇拜を重視する『日本の中世国家』(岩波文庫、二〇二〇年、初刊一九八三年)の構想まで一貫していた。南北朝動乱に関する佐藤の理解は、市沢哲「一四世紀政治史の成果と課題」(『日本史研究』五四〇号、二〇〇七年)一二頁以下。
- (8) 前掲注(3) 佐藤論文、九二頁。
- (9) これに関しては佐藤進一「鎌倉幕府守護制度の研究 諸国守護沿革考証編」(要書房、一九四八年、増訂版…東京大学出版会、一九八三年)。
- (10) 前掲注(3) 佐藤論文、七四・九三頁。
- (11) 秋山哲雄・細川重男「討論 鎌倉末期政治史」(日本史史料研究会、二〇〇九年)一三・四四頁。秋山哲雄「北条氏権力と都市鎌倉」(吉川弘文館、二〇〇六年)序章も参照。
- (12) 前掲注(11)にくわえて、細川重男「鎌倉幕府後期政治史の現状と課題」(『歴史評論』七一四号、二〇〇九年)が史料紹介・工具類を含めてゼロ年代までの研究状況を整理しており、大変有益である。
- (13) 細川重男「鎌倉政権得宗専制論」(吉川弘文館、二〇〇〇

鎌倉幕府政治史三段階論から鎌倉時代史二段階論へ（佐藤）

- 年）。細川自身は寄合の制度化した貞時・高時期を「システム型専制」と名づけている。
- (14) 前掲注(13) 細川著および細川重男『鎌倉北条氏の神話と歴史・権威と権力』（日本史料研究会企画部、二〇〇七年）。
- (15) 石関真弓「得宗と北条氏一門…得宗専制政治の再検討のために」（『神戸大学史学年報』九号、一九九四年）。
- (16) 前掲注(11) 秋山著。
- (17) 前掲注(7) 佐藤著および同「合議と専制」（前掲注(3)著所収、初出一九八八年）。
- (18) 佐藤史学と戦後民主主義の理想との関係については、東島誠・與那覇潤「歴史学に何が可能か…「中国化」と「江湖」の交点」（與那覇潤『歴史がおわるまえに』亜紀書房、二〇一九年、初出二〇一二年）。東島は佐藤におけるヴェーバーの影響を重視する。
- (19) 杉橋隆夫「執権・連署制の起源：鎌倉執権政治の成立過程・続論」（『日本古文书学会編『日本古文书学論集』五中世1、吉川弘文館、一九八六年、初出一九八〇年）、美川圭「建武政権の前提としての公卿会議…合議と専制」論をめぐって」（『大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質』古代・中世、思文閣出版、一九九七年）。
- (20) 前掲注(13) 細川著、三三六頁。
- (21) 前掲注(13) 細川著及び前掲注(14) 細川著。
- (22) 保永真則「鎌倉幕府の官僚制化」（『日本史研究』五〇六号、二〇〇四年）。その前提として、岡邦信「鎌倉幕府後期に於ける訴訟制度の一考察…引付廃止と「重事直聴断」をめぐって」（『中世武家の法と支配』信山社、二〇〇五年、初

出一九八七年）が重要である。

- (23) 尹漢湧「引付の訴訟外機能から見た執権政治の構造」（『東京大学史料編纂所研究紀要』二二号、二〇一二年）、同「引付制から見た北条時宗政権の権力構造」（『東京大学大学院人文社会系研究科・文学部日本史学研究室編『中世政治社会論叢』村井章介先生退職記念』東京大学大学院人文社会系研究科・文学部日本史学研究室、二〇一三年）。
- (24) 拙稿「鎌倉時代における天皇像と将軍・得宗」（『史学雑誌』二一九編一〇号、二〇二〇年）一八頁。
- (25) 『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（畝傍書房、一九四三年のちに岩波書店、一九九三年）。本稿では岩波書店版を参照。
- (26) 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂書店、一九三八年、新版・高志書院、二〇一八年）。本稿では三八年版を参照した。佐藤が石井学説をどのように「読み替え」たのかは重要な論点になる。
- (27) 前掲注(25) 佐藤著、四五頁。佐藤はこれを「引付責任制」と概念化し、その完成を弘安年間とする。
- (28) 前掲注(25) 佐藤著、六二頁、註(9)。
- (29) 前掲注(3) 佐藤論文、九二頁。
- (30) 三浦周行「法制史の研究」（岩波書店、一九一九年）。新田一郎『日本中世の社会と法 国制史的変容』（東京大学出版会、一九九五年）一八頁。
- (31) 三浦周行『大日本時代史 鎌倉時代史』（早稲田大学出版部、一九〇七年）二五七頁。
- (32) 山路愛山『足利尊氏』（玄黄社、一九〇九年）一二三頁。
- (33) 三浦周行「鎌倉時代」（『日本史の研究』第二輯、岩波書店、一九三〇年、初出一九二六年）。引用は

一八二・一八七・一九〇頁。但し、佐藤は三浦の文献を挙げ
ていない。三浦や牧健二は御内人を御家人と区別される郎
従に過ぎないと位置づけているが、これは佐藤の「御家人
と御内」理解の淵源となる。なお、御家人の窮乏化に幕府
衰退原因を求める古典的議論の淵源は、前掲注(31)三浦
著、五一八頁、三浦周行『国史上の社会問題』(大鏡閣
一九二〇年)にみえる。

(34) 佐藤が「得宗専制」を論じ得たのは、相田二郎「蒙古襲
来合戦の恩賞について」や多賀宗集「弘安八年「霜月騷
動」とその波紋」など昭和初期に鎌倉幕府末期政治史の実
証研究が登場していたからである(前掲注(25)佐藤著、
六一・六二頁注(九)龍肅「鎌倉時代」上巻(春秋社、
一九五七年)七七頁は時頼・貞時・高時に「前執権の隠居
政治」を見出す。なお、佐藤が依拠した前掲注(26)石井
著は、当事者主義から職権主義への移行を室町中期におい
ており、弘安以降に変質を見出していない。石井は「特別
訴訟手続」の淵源を鎌倉末期の知行保持訴訟手続と外題安
堵法の二つに見出すが(五二・五三頁)、「職権主義化」
を論じた前掲注(25)佐藤著、五四―五七頁をみても、こ
の二つを取り上げているわけではない(後掲注(43)参照)。

(35) 前掲注(25)佐藤著、二二〇頁。前掲注(26)石井著、
六二八頁も裁判の正確性・公平性が「幕府が民心を繋ぎ得
るや否やの懸る所」とし、ここに佐藤は着想を得たのかも
知れないが、石井もこれを滅亡の原因とはしていない。裁
判制度の不十分さが政治権力の滅亡の直接の原因となるこ
とは、史上稀有ではなからうか。だが、日本中世史研究に
おいて、たとえば治承・寿永の内乱の原因が朝廷裁判の機

能不全であるというような議論があらわれるのは、佐藤学
説の影響力の大きさであろう。

(36) 古澤直人「鎌倉幕府法の効力」(『鎌倉幕府と中世国家』
校倉書房、一九九一年)。

(37) 但し、佐藤が北条貞時(高時の父)期を「得宗専制」の
時期とするのに対して、『太平記』は貞時の廻国伝承を伝
えるなど、貞時を必ずしも暗君とは描いていない点に注意
が必要である。北条貞時については前掲注(24)拙稿一八
頁、『太平記』「北野通夜物語」。但し「北野通夜物語」に伝
本間の異同が激しく、貞時説話が『太平記』本来の姿には
なさそうであることは、大坪亮介『南北朝軍記物語論』(和
泉書院、二〇二〇年)二三七・二三八頁。

(38) 前掲注(32)山路愛山『足利尊氏』一四四・一四五頁。山
路は三浦周行などの著作を参照したのではないかと思われ
るが、具体的な影響関係は今後の課題としたい。

(39) 一九一二年生の石母田正「文庫版によせて」(『中世的世
界の形成』岩波文庫、一九八五年)に「当時の思想上の観
点は多様であったが、その一つとして山路愛山を忘れるこ
とはできない。」とある。一九一三年生の松本新八郎も山
路に関心を寄せていた(岩波文庫版『足利尊氏』への解説
(一九六六年)。山路の史論については、松本新八郎「山路
愛山『足利尊氏』」(『エコノミスト』四四巻七号、一九六六
年)、池田智文「近代日本における在野史学の研究…山路愛
山の史学思想を中心に」(『龍谷大学大学院文学研究科紀要』
二三号、二〇〇一年)。

(40) 前掲注(25)佐藤著、一九九三年版「あとがき」。佐藤の
半生に関しては、「佐藤進一自歴略譜」(『中央史学』一〇号、

鎌倉幕府政治史三段階論から鎌倉時代史二段階論へ（佐藤）

- 一九八七年）、笠松宏至「佐藤進一」（『歴史学事典 第五巻 歴史家とその作品』弘文堂、一九九七年）。
- (41) この点、西田友広「当事者主義と職權主義」（『歴史科学協議会編『戦後歴史学用語辞典』東京堂出版、二〇一二年）一六五頁。拙著『日本中世初期の文書と訴訟』（山川出版社、二〇一二年）三九頁注（76）。石井良助が当事者追行主義と弁論主義をあわせて「当事者主義」を見出したことは、前掲注（26）。石井著第一篇第二章第八節。石井自身は「理論上は特別訴訟手続の発生そのものが審理不正確を招来することはない筈」とする（六三一頁）。
- (42) 【別稿】では「権門的秩序」の成り立ちを論じるなかで国家的保護の縮小と権門への依存、保護・非保護関係の展開について触れたが、そうした構図のもとで所謂「当事者主義」についても再検討を要する。なお、中世の権力が裁判に積極的ではなかったというのは、笠松宏至「中世在地裁判権の一考察」（『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年、初出一九六七年）一五二頁。但し、検断に関しては検断得点を伴う権利・利権が重要であったことは、西田友広「法諺「訴え無くば、検断無し」の再検討」（『史学雑誌』一二七編八号、二〇一八年）。
- (43) 前掲注（25）佐藤著、五四―五七頁。前掲注（7）佐藤『日本の中世国家』一七八―一八二頁をみると、不易法や訴状受理の事前審理、外題安堵法が職權主義化の傍証として加えられている。
- (44) 佐藤が直接西洋史を参照した徴証はないが、前掲注（31）や「評定衆の新設は、幕府の政治上の機関に取って、最も著しき出来事といはなければならぬ」というような見方を前提としていたか（三浦周行「鎌倉時代の法制と財政」『法制史の研究』正編、岩波書店、一九一九年、初出一九〇八年、二〇八頁）。三浦と交流のあった朝河貫一が、評定・引付に西欧封建制の「同輩裁判」と比較可能なものを見出したことは、拙稿『「入来文書」の構想とその史学史上の位置：日欧の中世史研究からみて』（海老澤衷他編『朝河貫一と日欧中世史研究』吉川弘文館、二〇一七年）九一頁。なお、前掲注（26）石井著も評定を合議体とし、引付は頭人と衆人の「評議」を想定するが、それ以上の評価を加えていない。
- (45) 拙稿「中世の法と裁判」（『岩波講座 日本歴史 第7巻 中世2』岩波書店、二〇一四年）一七一頁。訴訟コストの視点は、田中大喜「一門評定の展開と幕府裁判」（『中世武士団構造の研究』校倉書房、二〇一一年、初出二〇〇四年）。和与に関しては西村安博が基礎的な研究を重ねており、研究動向については「鎌倉幕府の裁判における和与について」一・二（『法政理論』三三巻二号・四号、二〇〇〇年、二〇〇一年）。
- (46) 西田友広「鎌倉幕府の検断訴訟手続と守護注進状」（『鎌倉幕府の検断と国制』吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇〇七年）。
- (47) 新田一郎「中世「裁判」の理念をめぐる」（前掲注（30）新田著、新田一郎「中世」（『新体系日本史 法社会史』山川出版社、二〇〇一年）第三章）。
- (48) 拙著『日本中世初期の文書と訴訟』（山川出版社、二〇一二年）。
- (49) 歴史学研究会における拙報告【別稿】は、北条泰時期の裁判の実像を論じながら、「執權政治」の裁判像の再検討

を指したものであるが、そもそも佐藤進一は時頼期の引付設置後を論じているという。指摘を当日、古澤直人氏よりいただいた。だが、古澤氏が指摘するように、佐藤が「御成敗式目」や式目に付随する北条泰時書状のイメージで「権利保護の精神」を論じているのは明らかであり、それにもかかわらず、時頼期に設置された引付を指標とする点に、佐藤の議論の難しさがあると思われる。

- (50) 前掲注(22) 保永論文、一一―一三頁。
(51) 前掲注(22) 保永論文、七頁。拙稿「鎌倉幕府の起請文と裁許・神仏と理非」(前掲注(41)) 拙著所収、初出二〇一一年) および拙稿「鎌倉期の御家人と誓約に関する覚書『吾妻鏡』の起請文記事を中心にして」(酒井紀美編『生活と文化の歴史学6 契約・誓約・盟約』竹林舎、二〇一五年)
(52) 前掲注(11) 秋山著、序章、一〇頁、注(4) 参照。私見では、近藤成一「文書様式にみる鎌倉幕権力の転回」(『鎌倉時代政治構造の研究』校倉書房、二〇一六年、初出一九八一年)の指摘する嘉録元年(一二二五)が重要だと考えている。これに続く得宗専制の始期をめぐる所説の整理においても秋山の整理を参考にした。
(53) 石井進「鎌倉幕府論」(『石井進著作集』二、岩波書店、二〇〇四年、初出一九六二年) 九〇頁。網野善彦『蒙古襲来』(『網野善彦著作集』五、岩波書店、二〇〇八年、初出一九七四年)。
(54) 前掲注(36) 古澤論文、前掲注(30) 新田著、市沢哲「鎌倉後期公家社会の構造と「治天の君」」(『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年、初出一九八八年)。つづく引用は、古澤直人「鎌倉幕府と中世国家」(前掲注(36))

史苑(第八一卷第二号)

古澤著) 四四三頁。

- (55) 五味文彦「執事・執権・得宗・安堵と理非」(『増補吾妻鏡の方法』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九八八年)。
(56) 前掲注(13) 細川著、三三六・三三七頁。
(57) 奥富敬之「得宗専制の成立」(『鎌倉北條氏の基礎的研究』吉川弘文館、一九八〇年) 一六七頁。なお、奥富著の序章には、五〇〜七〇年代の「得宗専制」概念受容史が整理されている。
(58) 上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政権」(『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年、初出一九七五年) 三九・四〇頁。
(59) 村井章介「執権政治の変質」(『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年、初出一九八四年)。
(60) 前掲注(59) 村井論文、一四九頁、註(二七)。なお、村井章介「書評 大山喬平編『中世裁許状の研究』」(『法制史研究』五九号、二〇一〇年) 二六一・二六二頁も参照。
(61) 前掲注(59) 村井論文、一六一・一六四頁。西田友広「鎌倉幕府検断体制の構造と展開」(『鎌倉幕府の検断と国制』吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇〇二年)。
(62) 本郷和人「霜月騒動再考」(『史学雑誌』一一二編一二号、二〇〇三年) は村井の弘安徳政論に依拠しながら、御家人権益派(平頼綱)と統治派の安達泰盛の対立として一三世紀後半の幕府政治史を描いた。中世の政治史に政策対立を見出せるのかという批判が本郷には寄せられたが、そもそも佐藤の議論自体が路線対立・政策対立という政治史把握を伴うものだったことに注意したい。
(63) 前掲注(52) 近藤論文、九五頁。なお同論文は②文永三年の宗尊送還後の文永七年の惟康従三位上階を重視する。

鎌倉幕府政治史三段階論から鎌倉時代史二段階論へ（佐藤）

- (64) 田中大喜「得宗専制」と東国御家人」（同編『上野新田氏』戎光祥出版、二〇一一年、初出二〇〇一年）。
- (65) 下村周太郎「鎌倉幕府不易法と将軍・執権・得宗」（『日本歴史』七三二号、二〇〇九年）。
- (66) 桃崎有一郎「北条氏権力の専制化と鎌倉幕府儀礼体系の再構築…得宗権力は將軍権力篡奪を指向したか」（『学習院史学』五五号、二〇一七年）。前掲注(22)保永論文は官僚制化による硬直化、桃崎は末期幕府の人材難という観点から、幕府の衰退を論じているが、あらゆる成熟した組織に共通する一般論であるように思われる。
- (67) 佐藤進一「鎌倉時代」(遠山茂樹・佐藤進一編『日本史研究入門Ⅰ』東京大学出版会、一九五四年) 二二三頁。
- (68) 従来「古代的」と評価されていた朝廷や神社権門を「中世的」権力として位置づける上で、学説史上、一九六三年に発表された黒田俊雄の権門体制論の果たした役割は大きい。村井章介「権門体制論と中世国家史研究」（前掲注(59) 著所収、初出一九八五年）の整理を参照。
- (69) 前掲注(7) 佐藤著、一九三頁。佐藤の議論は上横手を意識していたと思われるが、特に言及していない。
- (70) 前掲注(3) 佐藤論文、二〇一頁。この点は前掲注(54) 古澤論文、四五六頁。
- (71) 清水亮『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』（校倉書房、二〇〇七年）、高橋典幸『鎌倉幕府軍制と御家人制』（吉川弘文館、二〇〇八年）。
- (72) 高橋典幸「鎌倉幕府論」（『岩波講座 日本歴史 第6巻 中世Ⅰ』岩波書店、二〇一三年）および同「鎌倉幕府と朝幕関係」（『日本史研究』六九五号、二〇二〇年）。
- (73) たとえば貫達人「鎌倉幕府成立時期論」（『青山史学』一号、一九六九年）、近年では下村周太郎「鎌倉幕府の草創と二つの戦争…（鎌倉幕府二段階成立史観）覚書」（高橋典幸編『生活と文化の歴史学5 戦争と平和』竹林舎、二〇一四年）。保立の議論はさしあたり「北条時代をどう教えるか」（『歴史地理教育』九一六号、二〇二〇年）。
- (74) 前掲注(53) 網野善彦『蒙古襲来』。
- (75) 前掲注(30) 新田著。
- (76) 拙稿「鎌倉幕府の裁判と中世国家論…裁判から「国家とは何か」を論じられるのか」（『歴史科学』二四五号掲載予定）。
- (77) 前掲注(25) 佐藤著、第三章。
- (78) 美川圭『院政の研究』（臨川書店、一九九六年）。
- (79) この点で、上横手のいう「相互不干渉」論とも理解を異にする。前掲注(21) 拙稿、一五頁。ゼロ年代に進展した国家財政論・地頭研究からも寛元・宝治以降の時頼期が重視されている。清水亮『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』（校倉書房、二〇〇七年）参照。
- (80) 鎌倉後期の「安堵の内容が裁許に近づけられ」る傾向については、近藤成一「鎌倉時代の政治構造と社会」（前掲注(52) 近藤著）一九頁、および熊谷隆之「鎌倉幕府の裁許状と安堵状」（『立命館文学』六二四号、二〇一二年）。文永年間における口入の制度化（問答対決の導入）に関しては、木下竜馬「武家への挙状、武家の挙状…鎌倉幕府と裁判における口入的要素」（『史学雑誌』一二八編一号、二〇一九年）。

(81) こうした問題関心は拙稿『院政期の挙状と権門裁判』(前掲注(41)拙著、初出二〇〇八年)一五四頁。大会報告において「地頭御家人に関する「裁許」「下知」だけでなく、「口入」「安堵」を含めて、垂直構造をもなった紛争解決(?)で、本来的には嘆願に対する上位者の判断。その形態や係争対象は社会集団や職能に依りて多様(所領、官職、法流:)として『裁判』を論じるとした点は、大会当日「裁判」概念の無限定の拡張であるとして、古澤直人氏たちより批判を頂戴した。当日の討論では、「裁許と口入は同じではない」「裁判と『裁判ではない』ものは何か」という方向に議論が向かったが、そもそも従来『裁判ではない』とされてきたものを包括して議論するために戦略上設定した概念であった。それによって従来の所説の隘路をどのように切り開くことができたのかが明確に示せなかった点が反省点である。

(82) 前掲注(58)上横手論文、三三頁。
(83) 本章で述べる二段階論は、前掲注(24)拙稿および「別稿」の趣旨である。前掲注(51)拙稿「鎌倉幕府の起請文と裁許」で論じたように、泰時期には参籠起請のように神仏の力を利用して是非判断がなされたが、一三世紀後半にはシステマティックな訴訟処理が志向された。前掲注(45)拙稿、一七〇頁でも二段階論ではなく二段階論を示唆したが、不徹底だった。

(84) 弓削繁校注『六代勝事記・五代帝王物語』(三弥井書店、二〇〇〇年)、『増鏡』に関しては森茂暁「朝廷と幕府…鎌倉時代の朝幕関係と『増鏡』」(『中世日本の政治と文化』思文閣出版、二〇〇六年、初出一九九八年)。

(85) 前田雅之『記憶の帝国』(右文書院、二〇〇四年)は「古典的公共圏」を論じる。

(86) 前掲注(5)拙稿。

(87) 佐藤進一の時頼期・時宗期像自体がアンビバレントなものだったことは前掲注(62)。高橋典幸「鎌倉幕府軍制の構造と展開」(前掲注(71)著所収、初出一九九六年)は御家人制を「限定」・「開放」・再「限定」化という三段階の変遷をたどったと論じているが、「開放」の時期を宝治合戦後、文永一年(一二七四)以前とし、公武協調のもとでの御家人制「開放」の時期を後嵯峨院政期におくが、高橋が第二段階の「開放」期を必ずしも安定期としては捉えていないことも注目される。

(88) (応長元年)五月二六日付二条為世書状(村田正志「京極為兼と玉葉和歌集の成立」『村田正志著作集第5巻 国史学論説』思文閣出版、一九八五年、一九号文書「栗山甚之助氏所蔵文書」四三七・四三八頁)。

(89) なお、現存する得宗の書状を収集すると、北条時政・義時・泰時の書状は多く、時頼・時宗の書状は少ないが、貞時・高時の書状になると増加する(拙稿「鎌倉北条氏の書状序説」北条時政・義時・泰時の書状について、『国立歴史民俗博物館研究報告』二二四集、二〇二一年)。義時・泰時期は個人の人脈や力量に依存した時期で、時頼・時宗期には制度的な運営がなされたためであるが、貞時・高時期は、得宗権力(御内)の発給文書として得宗書状が出されたのであり、得宗個人の力量が振るわれた訳ではなく、むしろ時頼・時宗期の制度的・非人格的なあり方の延長上にあると考えている。但し、貞時期には執権と得宗の地位が分岐

鎌倉幕府政治史三段階論から鎌倉時代史二段階論へ（佐藤）

することは明らかで、前掲注（65）下村論文の立場に近い。寛元・宝治の転換を重視する本稿の立場からいえば、下村論文が不易法の対象に「執権」が加わる時期を時頼期とする点も注意したい（泰時の死後、経時期に泰時の裁許不易化の動きがみえはじめる点も注意すべきである）。

（90）佐藤進一「幕府論」（前掲注（3）佐藤著所収、初出一九四九年）二五頁。

（91）笈雅博『蒙古襲来と徳政令』（講談社、二〇〇一年）三四五頁。

（92）佐藤進一は武家政権の「専制化」は、武家政権が王朝にかわる国家権力の担い手（統一王権・領域的支配権）に成長するうえで必然だと捉えていた。だとすれば、「第二段階」の理想的なありかたは、必然的に「過渡的」なものに終わることになる（実は上横手雅敬・村井章介の捉え方と近く、佐藤が北条泰時や足利直義の政治を高く評価しながらも、その政治が順調に発展する訳ではないと考えていたという逆説も、この辺りに関わろう）。佐藤の三段階論、特に「専制化」論や権力の二元性論は広く封建制・封建国家論の文脈で位置づける必要があるが、別稿を期したい。なお、佐藤進一「將軍と幕府官制についての覚書」（豊田武、ジョン・ホール編『室町時代』吉川弘文館、一九七六年）は室町幕府官制史に関しても三段階に区分し、第三段階（応仁の乱後）を中心に論じているが、この点も鎌倉幕府政治史を「専制化」を中心にして論じた点に似る。『室町時代』所収の討議記録では、権力の二元性論を踏まえて、「専制化」に関する佐藤の考え方が端的に述べられている（五〇頁など）。

（93）二〇一九年九月一四日にはシンポジウム「佐藤進一の軌跡―いま、「中世国家」を問う―」が名古屋大学で開催されたが、その基調は実証史家としての佐藤だった（『年報中世史研究』四五号、二〇二〇年）。当日筆者も発言した（前掲注（92）に関わる）。同年には、東島誠による新たな問題提起がなされ（「幕府」論のための基礎概念序説『立命館文學』六六〇号、二〇一九年）、亀田俊和「南北朝期室町幕府研究とその法制史的意義…所務沙汰制度史と將軍権力二元論を中心に」（『法制史研究』六八巻）も発表された。なお、拙稿「書評 近藤成一著『鎌倉時代政治構造の研究』」（『史学雑誌』一二七編六号、二〇一八年）でも若干の検討を試みている。本稿では詳述しないが、佐藤進一の歴史観や「実証主義」への批判的見方については「研究法」（前掲注（67）編著所収）四六頁が興味深い。

（本学文学部准教授）